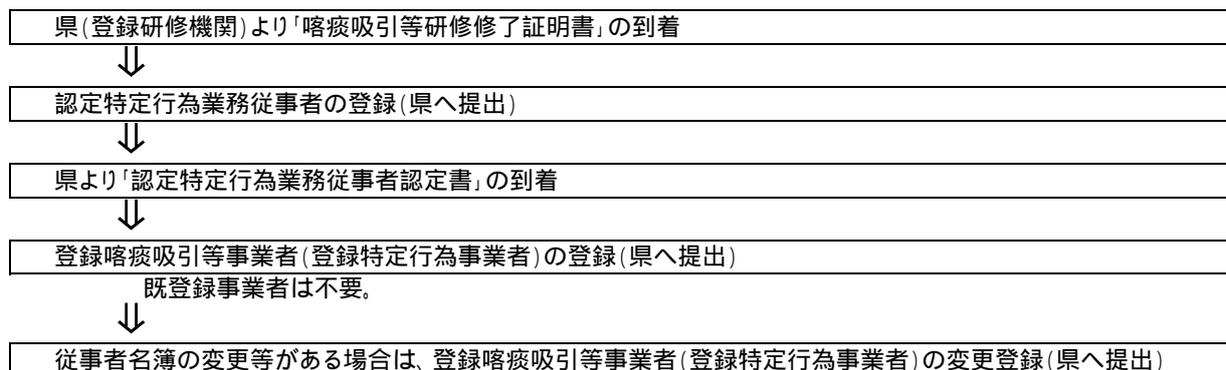


## 【登録特定行為事業者の登録申請手続きのフロー】

登録喀痰吸引等事業者の登録申請は、実地研修を実施する前に下記の(2)の登録申請書を提出願います。実地研修終了後、自施設で修了証を発行し、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請は必要ありません。



### 【主な手続きに際する必要書類一覧(チェックリスト)】

#### (1) 認定特定行為業務従事者の登録

チェック	番号	様式番号	必要書類
	1	4 - 1	認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書
	2		住民票(写しで可・原則3ヶ月以内)
	3	4 - 3	社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
	4		喀痰吸引等研修の修了証明書

申請受理後に「認定特定行為業務従事者認定証」を送付いたします。

#### (2) 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録

チェック	番号	様式番号	必要書類
	1	1 - 1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書
	2		法人の定款又は寄付行為
	3		法人の登記事項証明書
	4	1 - 2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿
	5		上記名簿登載者の資格を証明するもの 写し (認定特定行為業務従事者認定証・介護福祉士登録証等)
	6	1 - 3	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しないことを誓約する書面
	7	1 - 4	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録基準適合書類
	8		上記書類の「適合要件」に該当する書類 (例:業務方法書・感染症予防対策マニュアル・緊急時の連絡体制等)

申請受理後に「事業所登録通知書」を送付いたします。

番号8の書類に関する確認事項としては、下記のサイト(厚生労働省HP)をご参照願います。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02\\_ho\\_urei\\_06.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02_ho_urei_06.html)

#### (3) 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の変更登録

チェック	番号	様式番号	必要書類
	1	3 - 2	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書
	2		変更内容がわかる書類 (例:従事者名簿の変更の際は、「変更前・変更後の名簿」・「資格証の写し」等)

届出受理の際の「受理通知書」等は送付いたしません。